

第二次大分県特別支援教育推進計画の概要

現状

【本県の現状】

〈特別支援学校〉

- 特別支援学校の在籍者数、特に知的障がい特別支援学校高等部生徒数の増加
- 知的障がいのある生徒の一般就労率の低迷

〈幼稚園、小・中学校、高等学校〉

- 小・中学校の特別支援学級や通級指導教室の設置数、対象児童生徒数の増加
- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもの在籍率の増加
- 各学校の特別支援教育体制の整備の遅れ

【国の動向】

- 障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行（平成23年8月）
- 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の公表（平成24年7月）
- 小・中学校の通常の学級に在籍する6.5%（推定値）の児童生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示すことが明らかになった調査結果を公表（平成24年12月）

【第二次推進計画検討委員会の答申】

- 「物理的な環境を整えるだけでなく、教員の資質向上や校内の指導・支援体制の充実という面の環境を、すべての学校で整備することが重要」（平成24年11月）

基本方針

特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級、小・中学校における特別支援学級及び通級指導教室のそれぞれの学びの場において、障がいのある子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導や支援を行うための物的・質的な充実を図る。

【計画期間】平成25年度～29年度（5箇年）

すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- 特別支援学校等の教職員の専門性向上のための研修の内容の見直し（主に特別支援学校の教職員対象）
- 「特別支援学級及び通級指導教室の指導の手引」を作成し、研修で活用
 - ・個別の指導・支援の計画に関する理解を深めるための研修内容も充実（小・中学校の特別支援学級等の担当教員対象）
- 特別支援教育基礎研修（仮称）を実施（平成25年度）（幼・小・中・高のすべての教職員対象）

特別支援学校の教育環境及び教育内容の整備・充実

【学校の再編整備】

- 中津支援学校の新設（平成25年度）
 - ・宇佐支援学校中津校（分校）を本校へ
- 高等部分教室の高等部化（平成25年度）
 - ・日出、由布、佐伯、竹田の4校に高等部を新設
- 別府地区4校の在り方の検討開始（平成25年度）
 - ・在籍者数の推移、施設活用状況を見ととも、専門性の高い教育の確保等を観点とした効果的な学校配置を検討

【指導・支援の充実】

- 組織的な指導体制の確立、教育の充実
 - ・入学から卒業まで一貫性のある指導体制の確立
 - ・組織的な授業改善、医療・福祉等との連携により、高い専門性を確保
 - ・将来を見通したキャリア教育の推進
 - ・第三者評価委員協議会（仮称）を設置（平成25年度）
学識経験者等による評価・助言により、各学校の教育の改善・充実を着実に実行
- 知的障がいのある生徒の一般就労を目指した取組
 - ・知的障がい特別支援学校高等部連絡協議会（仮称）を設置（平成25年度）。特色ある取組の情報交換や協議により職業教育を充実
 - ・知的障がい特別支援学校各校で就労支援ネットワーク（仮称）を設置（平成25年度）。地域の関係機関との連携を強化
 - ・就労支援アドバイザーのノウハウの活用を目的とした就労支援ハンドブック（仮称）を作成

具体的な方策

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進

【幼稚園、小・中学校】

- 障がいのある子どもに対する適切な就学指導を推進
 - ・国の動向を見ながら「就学指導の手引」を改訂し、就学指導講習を通して市町村教育委員会へ周知
- 各学校の特別支援教育体制の整備・充実
 - ・特別支援学校のセンター的機能をいかした研修や個別の教育支援計画作成相談（仮称）等の取組を行い、各地域の特別支援学級担当教員等への助言・援助を実施

【高等学校】

- 特別な支援を必要とする生徒への支援を充実
 - ・学識経験者や高等学校の特別支援教育コーディネーター等で構成する高等学校特別支援教育協議会（仮称）を設置（平成25年度）
 - ・各高等学校の校内体制の整備等で活用することを目的に、高等学校特別支援教育協議会（仮称）での調査・研究や高等学校での実践的取組を集約したテキスト等を作成。